

もと聖賢老人憩いの家
樹木剪定・除草業務委託 仕様書

1 対象物件

- (1) 所在地 : 大阪市城東区新喜多東 1-1-25
- (2) 名称 : もと聖賢老人憩いの家
- (3) 敷地面積 : 340.18 m² (うち建物面積 114.69 m²)
- (4) 対象場所 : もと聖賢老人憩いの家の建物を除く敷地内
すべての樹木と草木
詳しくは別紙 1 のとおり

2 履行期限 令和 7 年 12 月 24 日

3 履行場所 もと聖賢老人憩いの家 敷地内

4 業務内容

(1) 共通事項

- ア 作業等の実施日時、実施方法は委託者と協議の上決定すること
- イ 委託者が必要と認めた場合（臨時・緊急）、詳細行程表を作成し、委託者へ提出すること
- ウ 結果報告書、実施報告書は遅滞なく委託者へ提出すること
※実施後 1 週間以内に提出すること
※必要に応じて写真を添付すること
- エ 作業中に異常及び不良・故障箇所を発見した場合、些細なことでも迅速に委託者へ報告し、指示を受けること

(2) 樹木剪定・除草業務委託

別紙 2 のとおり

(3) 安全管理

- ア 受託者は、労働災害及び物件損害等の発生の未然防止に努め、「労働 安全衛生法」等関連事項の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講じなければならない。
- イ 受託者は、作業が他の作業・工事と競合又は隣接する場合には、相互に協調を図り、安全管理に万全を期さなければならない。
- ウ 受託者は、劇物類、ガソリン等の危険物を取扱い又は保管する場合には、関係法令に定める危険物取扱者を定め、当該危険物取扱者の立会いのもと適切に管理し、万全の方策を講じなければならない。
- エ 受託者は、作業用資機材、残材、発生材等について、当区の業務及び保安

上の支障とならないよう整理又は場外に搬出して、作業現場を常に整理整頓しなければならない。また、風や通行車両の風圧で残材、発生材等が散乱しないように注意しなければならない。

オ 受託者は、常に気象情報等に注意を払い、大雨、強風などによる事故の危険性がある場合は、作業を中止しなければならない。

カ 受託者は、事故が発生した場合、速やかに措置をとらなければならない。

キ 受託者は、車両交通部分の作業を行う場合は、交通誘導等の安全を確保して行わなければならない。

(4) その他

ア 事故、または故障、不具合により、要請があれば直ちに、技術者を派遣し、調査・点検・調整等をおこなうこと

イ 委託者が必要と認めた軽微な作業について、契約の範囲内で実施すること

ウ 作業に伴い生じた廃棄物は持ち帰り、適正に処分すること。

エ 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定する

5 再委託に関する特記事項

(1) 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 樹木剪定・除草業務

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

(4) 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

(5) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合

に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (6) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の特記事項第 3 項及び第 4 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

6 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

7 その他

- (1) 作業実施に当たっては、作業内容、作業日程等について事業担当者と協議し、承諾を得ること。
- (2) 作業にあたり、近隣の土地に立ち入る必要がある際には、所有者の承諾を得ること。
- (3) 作業者は、使用者の妨げとならないように注意すること。
- (4) 車両で履行場所に行く際には近隣の有料駐車場を利用すること。
- (5) 電力等が必要な場合は、作業場で用意すること。

8 事業担当

城東区役所 総務課（3 階・31 番窓口） 担当者 中地

大阪市城東区中央 3－5－45

電話番号：06－6930－9625 / FAX 番号：050－3535－8684

(別紙1)

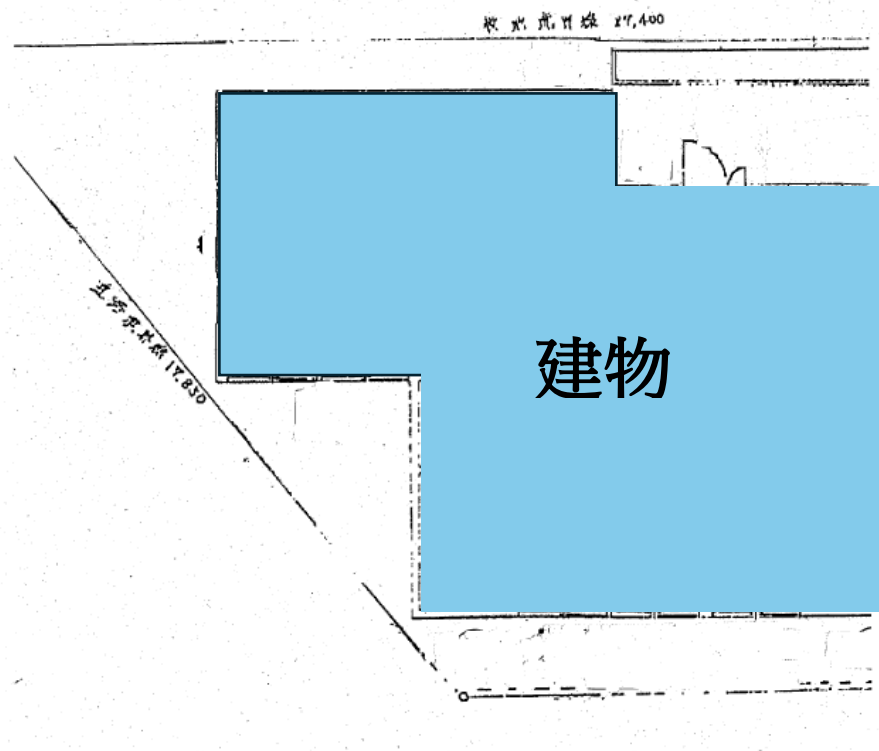
2025.10.6 時点状況

写真以外の場所も対象

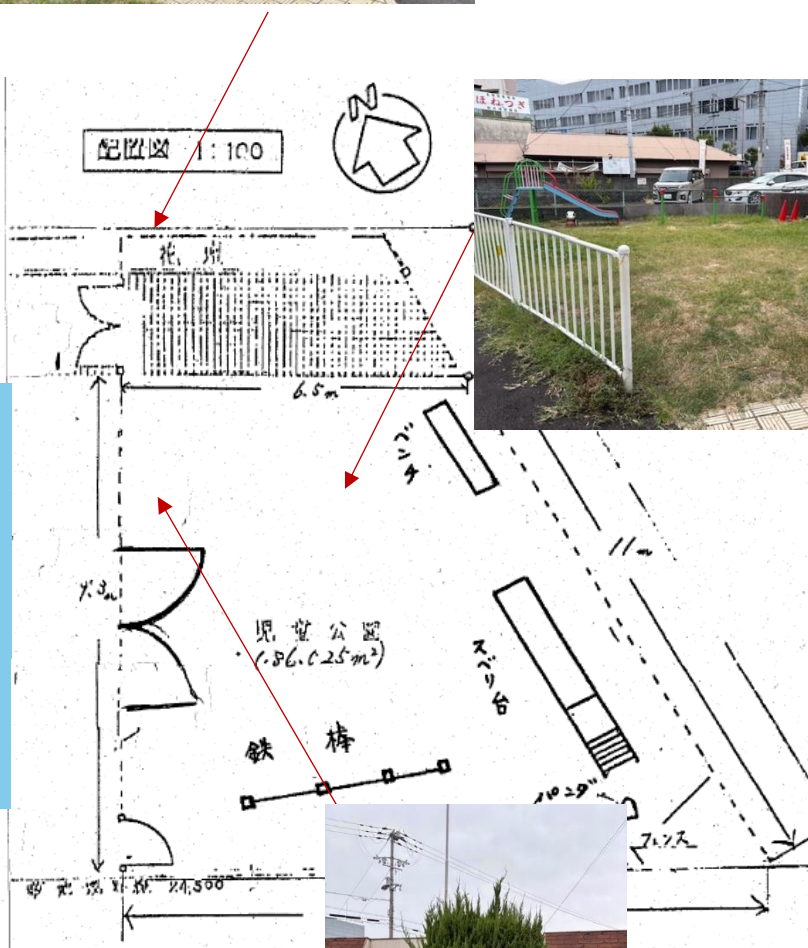
隣地に越境箇所



もと聖賢老人憩の家 図面



配置図 1:100



(別紙2)

樹木剪定・除草業務委託仕様書

項目	作業内容	備考
剪定	強剪定を行う。	樹木全体のサイズを小さくし、長期間剪定が不要な状態にすることが望ましい。 また、隣地に越境している部分を無くすこと。
除草	原則、手摘みや機械での除草とし、薬剤散布の実施は不可とする。	